

教育職員検定により新教育領域を追加する場合（施行規則第7条第5項）

## 特別支援学校 一種免許状(領域追加)の所要資格

### 1 必要とする免許状

東京都教育委員会が発行した特別支援学校又は盲・ろう・養護学校教諭免許状のうち何れかの一種免許状

### 2 在職年数

1年（上記の免許状に定められる領域又は追加の定めを受けようとする領域の実務が必要）

### 3-1 必要単位数（追加領域の二種免許状（所要資格も含む。）あり）

科目名			最低修得単位	
特別支援教育に関する科目 第二欄	特別支援教育領域に関する科目 ※1 ※2 ○知・肢・病の単位を修得する場合に限り、「教育課程、指導法」に関する科目： <u>1単位以上</u> を修得	視・聴・知・肢・病のうち追加の定めを受けようとする領域について修得すること。	視	2
			聴	2
			知	1
			肢	1
			病	1

### 3-2 必要単位数（追加領域の二種免許状（所要資格も含む。）なし）

科目名			最低修得単位	
特別支援教育に関する科目 第二欄	特別支援教育領域に関する科目 ※1 ※2 ○視・聴・知・肢・病の単位を修得する際には、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の「心理、生理、病理」に関する科目及び「教育課程、指導法」に関する科目について <u>それぞれ1単位以上</u> を修得。 又は、 ○知・肢・病の単位を修得する場合に限り、「教育課程、指導法」に関する科目： <u>1単位以上</u> 、「心理、生理、病理」及び「教育課程、指導法」の内容を含む科目： <u>1単位以上</u> を修得することでも可	視・聴・知・肢・病のうち追加の定めを受けようとする領域について修得すること。	視	4
			聴	4
			知	2
			肢	2
			病	2

※1：教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。

※2：知的障害者に関する教育の領域における教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。

#### 4 単位修得機関

特別支援教育に関する科目の単位は、特別支援学校のそれぞれ取得しようとする領域について認定課程のある大学の学部学科（文部科学省から認定を受けた課程）や認定講習等で修得してください。

（東京都教育委員会では開講していません。）なお、必要科目の単位を修得できるように、大学等から履修指導を受けてください。

#### 5 実務経験

- ・特別支援学校で追加の定めを受けようとする領域又は必要とする免許状に定められる領域を担当する教員として1年以上良好な成績で勤務したことが必要です。（注）非常勤の期間は5割換算となります。

例：聾学校教諭一種免許状を所持している者が、視覚の領域を追加する場合において、小学校普通免許状を有する場合、盲学校の小学部での実務経験も使用できます。

※学校教育法上の「教員」（「教諭」、「講師」等）としての任用であるか不明の場合、必ず雇用先に確認してください。任用形態について、免許係では確認できません。

#### 6 人物・身体の検定

第5条の2第3項の教育職員検定により免許状を申請する場合は、単位の修得に加え、人物及び身体  
の検定（ともに書類審査）に合格することが条件となります。